

福岡県公報

平成二十四年九月十一日
第三千四百二十八号
増刊
①

目次

訓 令 (第十六号)

○福岡県行啓事務処理規程

(秘書室) …………… 一

訓 令

福岡県訓令第十六号

福岡県行啓事務処理規程を次のように定める。

平成二十四年九月十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県行啓事務処理規程

(本部の設置)

第一条 第三十二回国際泌尿器科学会総会の開催に伴う行啓事務を円滑に処理するため、福岡県行啓事務本部(以下「本部」という。)を設置する。

(本部長及び本部長)

第二条 本部に本部長及び本部長を置く。

2 本部長には知事が指定する副知事を、本部長には秘書室長、総務部長、企画・地域振興部長、新社会推進部長、保健医療介護部長、商工部長、県土整備部長及び建築都市部長を充てる。

3 本部長は、行啓事務を統轄する。

4 本部長が不在のときは、本部長以外の副知事で知事が指名するものが本部長の職務を行う。

5 本部長は、上司の命を受け、行啓事務を掌理する。

(班の設置及びその所掌事務)

第三条 前条に規定するもののほか、本部に別表の上欄に掲げる班を置き、同表の下欄に掲げる事務を分掌させる。

2 班に班長及び班員を置き、班長には別表の中欄に掲げる職にある者を充て、班員は班長が指名する。

3 班長は、上司の命を受け、当該班の事務を掌理し、班員を指揮監督する。

4 班員は、班長の命を受け、当該班の事務を処理する。

(事務処理の指針)

第四条 行啓事務の処理に当たっては、関係職員は、全力を尽くし事故の防止に努めなければならない。

2 各班長は、当該班の所掌事務について宮内庁に連絡する必要があるときは、総括班の班長を経由して行わなければならない。

3 各班は、相互に連絡を密にし、一致協力して行啓事務の円滑な推進を図らなければならない。

4 行啓事務の処理について関係のある部課(室)及び出先機関は、本部の事務処理に協力しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(失効期日)

2 この訓令は、平成二十四年十月三十一日限り、その効力を失う。

